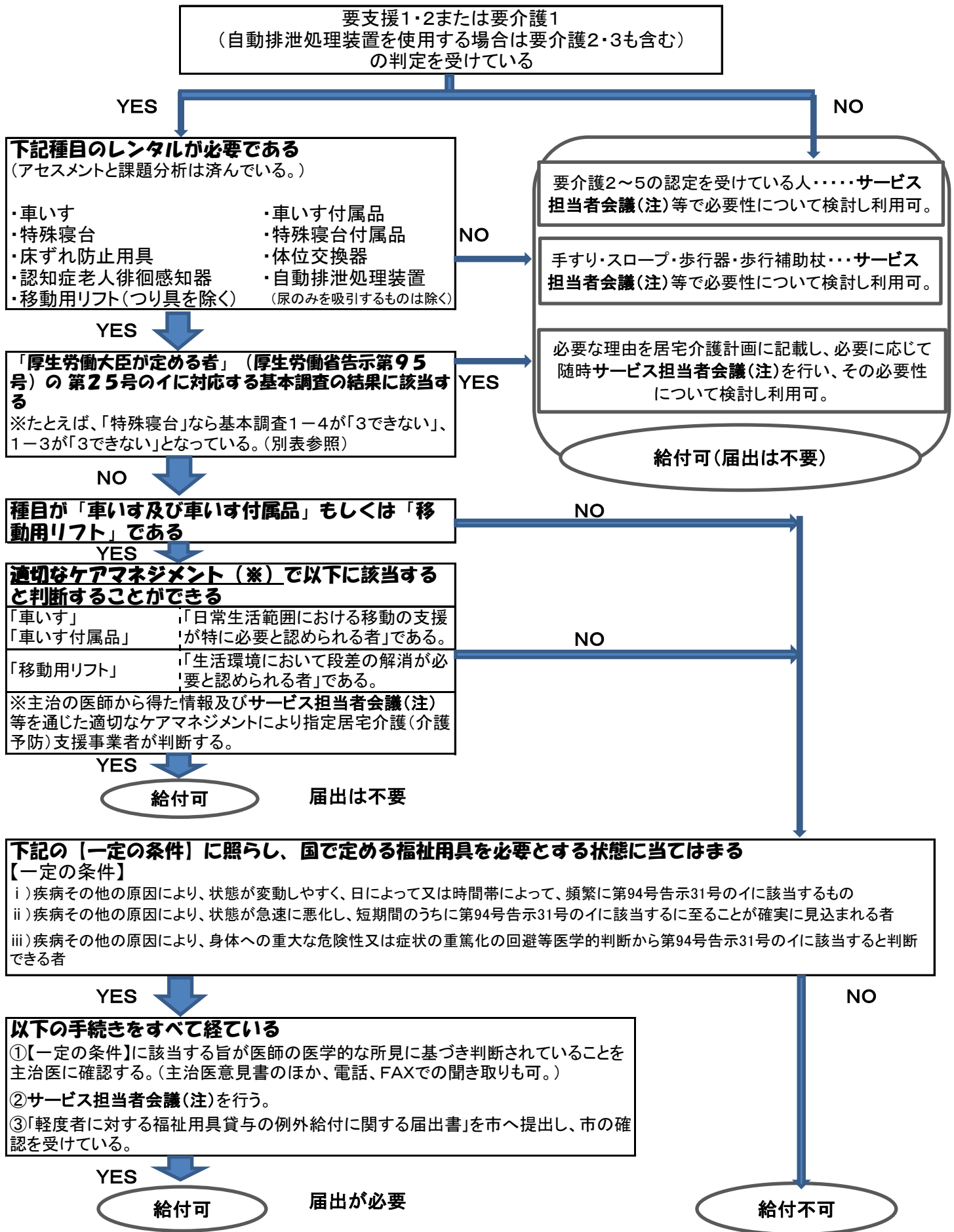


軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付について（フロー図）



(注) サービス担当者会議…福祉用具専門相談員のほか、サービス担当者等が参加すること。

☆☆ 見直し時には、再度フロー図に沿って一連の手続きを行ってください ☆☆